

道路占用事務取扱指針

第3次改訂版

令和4年10月

名 取 市

名取市道路占用事務取扱指針

1. 道路占用の許可

占用の許可にあたっては、道路法及び道路法施行令の規定による

2. 占用の場所

占用物件は、道路の敷地外に設けることを原則とする。但し、やむを得ず道路敷内に設ける場合は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 歩道を有する道路に占用する際は、原則として歩道に設置（埋設）すること。
- (2) 諸事情により歩道内設置（埋設）が不可能な場合は、道路施設等にできるだけ支障をきたさない場所に設置（埋設）すること。
- (3) 占用物件の場所が既設の道路施設等にかかる場合は全て現状復旧すること。
- (4) 地下埋設物の埋設土被りは、次のとおりとする。

イ. 市道未改良路線については路面から 1.2m 下に埋設すること。

ロ. 改良路線については路盤下 0.3m かつ路面から 0.6 m 下に埋設すること。ただし、下水本管については路面から 1.2m 下に埋設すること。

ハ. 歩道部については路面から 0.5m 下に埋設すること。ただし、切下げ部がある場合は、防護措置をとること。

ニ. 公共物・農道については路面から 0.8m 下に埋設すること。

※ガス事業、水道事業、下水道事業、電気事業及び電気通信事業に用いられる管路等の種類（規格）及び管径によっては、一部浅層化の基準が該当しない場合もあることから、道路管理者と協議するものとする。

- (5) 既設道路構造物との離隔は、掘削線で原則として 30 cm 以上確保すること。

3. 占用を許可しない場合

占用物件が次の各号に該当する場合は、道路占用許可基準に適合する場合であっても道路の占用の許可は、しないものとする。

- (1) 他の占用物件または道路の附属物に支障を及ぼすとき
- (2) 美観を損なうとき
- (3) その他、道路管理者が適当でないと認めたとき

4. 占用を禁止する場所

占用物件（電柱及び電線を除く）は、視界の妨げとならない様次に掲げる場所から5m以内の路上に設けてはならない。

- (1) 道路が交差、接続し、または屈曲する場所
- (2) 消火栓または火災報知機等がある場所

5. 復旧方法

復旧は次のとおりとする。

- (1) 占用工事施工のため、既設道路施設（構造物）が支障となる場合は、現状復旧すること。
- (2) 舗装復旧は、別添「復旧範囲の基準」による。
- (3) 仮復旧から本復旧までの養生期間は原則3か月以上とする。なお、路面の沈下、排水不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通を確保すること。
- (4) 前各号の規定にかかわらず道路管理者が道路管理上必要と認めた場合は、道路管理者の指示を受けるものとする。

6. 申請手続き

申請手続きについては、道路占用許可申請書により行うものとし、次の各号の書類を各2部添付するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 占用物件の実測平面図・標準横断図・構造図
- (3) 道路復旧図
- (4) 現況写真
- (5) その他道路管理者が必要とする書類及び図面

7. 補修責任

道路面の補修責任については、次の各号によるものとする。

- (1) 舗装道については、完了届提出後2ヶ年以内に復旧工事の不完全が原因とする地盤沈下、舗装の段差等が生じた場合は、その都度速やかに占用者が補修するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、明らかに占用物件が起因するものについては、占用者が補修を行うものとする。

8. 掘り返し防止

掘り返し工事の防止のため、掘削を伴う占用については次によるものとする。

- (1) 舗装道については、原則として舗装工事完了後、おおむね3年間は抑制する措置を講ずるものとする。

9. 道路使用許可等について

占用工事をする際は、所轄の警察署長の道路使用許可を受けるとともに付近住民に周知しなければならない。

- ・この指針は、令和4年10月1日より適用するものとする。
- ・但し、この指針の施工の際、現に許可を受けている時は従前の例によるものとする。

道路占有事務取扱指針の運用について

※ 道路の占有については、原則として「道路占有事務取扱指針」によるものとするが、特に次の項目について遵守すること。

1. 第2の規定による占有物件の場所については、道路法施行令第11条及び第12条の各号の規定によるものとする。
2. 第2の規定を満たすことができない場合には、理由を明記のうえ道路管理者の指示を受けるものとする。
なお、その場合は次の項目を条件に許可するものとする。
 - (1) 占有物件は、並立して設けないこと。但し、共架できる電柱がない等の技術上やむを得ない場合は、この限りでない。
 - (2) 公益物件が未整備の路線に先行して占有する場合は、占有者間で連絡調整を密にしたうえで、道路管理者と占有位置について協議すること。
3. 第5の規定(3)による指示については、特に次の点に注意すること。
 - (1) 舗装本復旧工事を施工する際は道路管理者と、既存道路構造物及び現場周辺も含め現地で立ち会い、許可当初の本復旧以外の工事影響部分等の指示の有無の確認を受けた後工事を施工すること。
なお、立会の基準としては、おおむね10m以上の占有工事とする。
4. 第6の規定による申請手続きについては、次の点を注意すること。
 - (1) 実測平面図等については、必ず現地を実測のうえ詳細に位置を表示すること。
 - (2) 現況写真については、ポール等で位置を表示することともに、工事で影響が出そうな道路構造物の写真も撮ること。
5. 「道路占有事務取扱指針」に記載されていないものについては、別途道路管理者と協議するものとする。

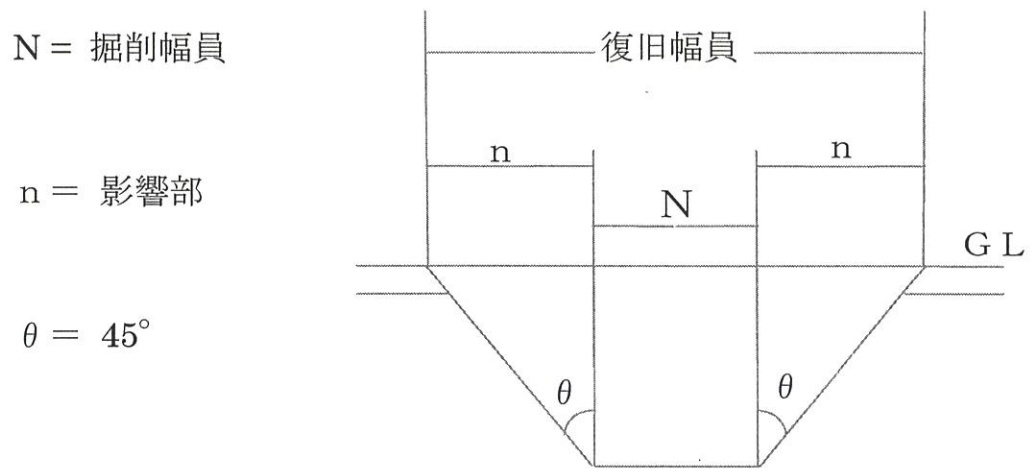
復旧範囲の基準

1. 道路の復旧範囲は、掘削部分と掘削により与えた影響部分とする。

2. 影響査定

(1) 影響角による査定（歩道以外）

市道等を掘削する場合は、道路縦断方向については影響角による査定で行う。道路横断方向については別添のとおり。



(2) 掘削線からの査定（歩道等）

道路に平行または直角に外側掘削線から次の幅を影響幅とする。

イ. 歩道にあっては 0.5m（ただし平板ブロック舗装は除く）とする。

ロ. この影響査定による路盤に与えた影響部分の端から舗装絶縁線または舗装端末までの距離が 1.5 m未満の場合は、影響部に繰り入れるものとする。

3. 復旧の構成について

復旧の構成については、交通区分により別添のとおりとする。

なお、交通区分については、交通量により道路管理者が定めた別図のとおりとする。

また、舗装切断について、交通区分N4（A交通）以上の横断方向については、傾斜カッターを使用すること。

（最適角度：密粒 As13=35° 密粒 As20=25°）

4. 歩道乗入部の舗装構成区分について

歩道乗入部の舗装構成は、次の表によること。

	表 層 細粒度 As 13F	基 層 粗粒度 As 20	下層路盤 クラッシャーラン 40-0
1 種	5	10	30
2 種	5	5	25
3 種	5		25

1 種…普通自動車のうち、おおむね車体長 8m 以上の車両が出入りするガソリンスタンド、工場、大型店舗、ドライブイン、駐車場、及び運輸倉庫等の通路(6.5t を超えるもの)

2 種…普通自動車が入り出る通路で 1 種及び 3 種通路以外のもの(6.5 t 以下)

3 種…小型自動車のみが入り出る一般家屋の通路(乗用、小型貨物自動車)

注) 普通自動車 長さ 12m、幅 2.5m

小型自動車 長さ 4.7m、幅 1.7m

※コンクリート舗装及び平板ブロック等の特殊舗装については、道路管理者と協議するものとする。

5. 名取市所有の公衆用道路について

公衆用道路（市道外）復旧構成については、原則として N1（簡易 1）による構成とするが、道路管理上特に必要と認めた場合は、道路管理者の指示によるものとする。

6. 2 の（1）の例外

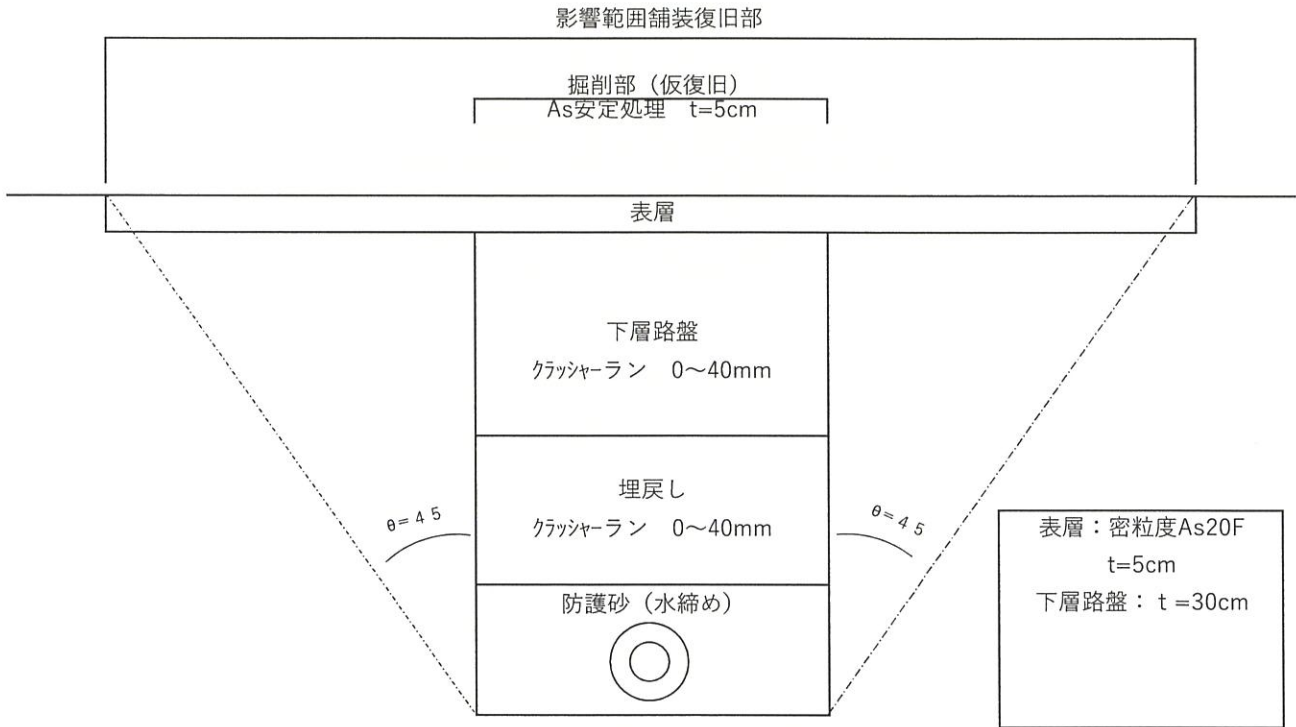
電力柱、電話柱、街路灯柱の新設、建替え、または撤去を行う為の占用工事については、2 の（1）の規定は適用しない。なお、復旧幅については、道路管理者の指示によるものとする。

※ なお、上記の規定にかかわらず、道路管理者が道路管理上必要と認めた場合は、道路管理者の指示によるものとする。

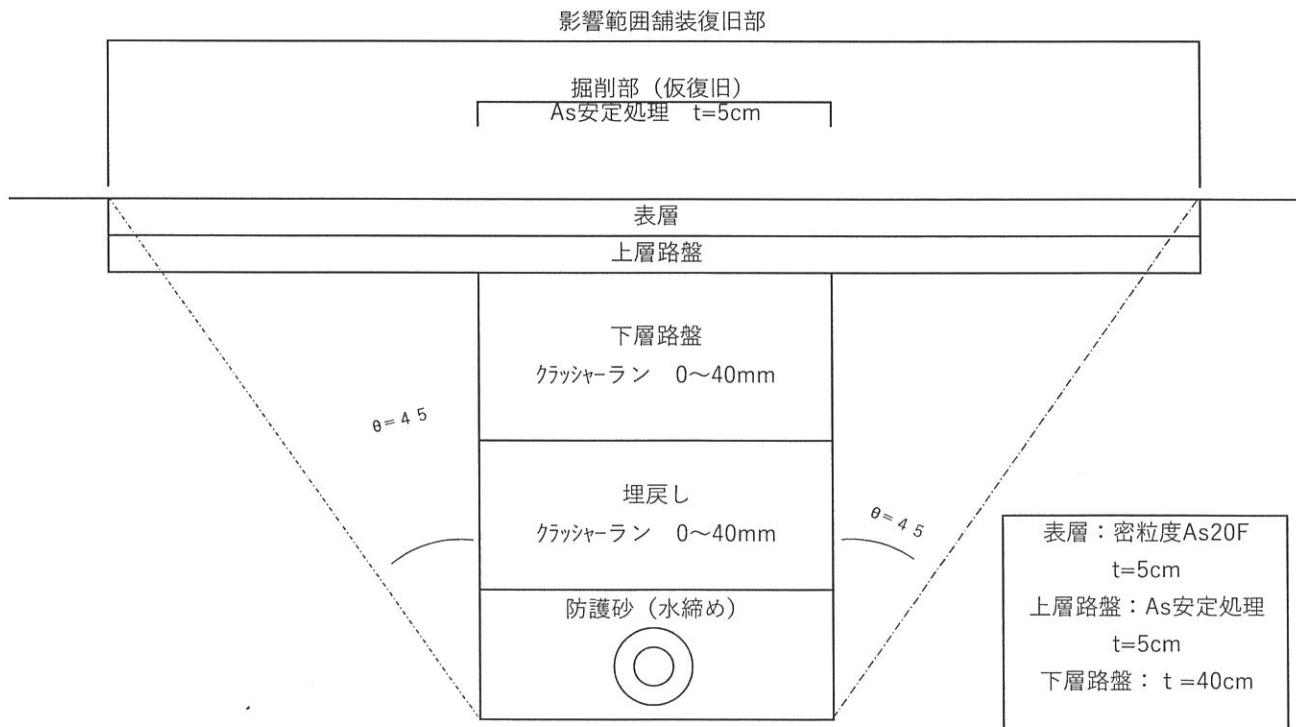
道路区分別舗装標準復旧図

- ※合材は再生合材を基本とするが改質型については新材とする
- ※下層路盤工は10cm毎にランマー転圧を行い完了写真に添付すること
- ※埋戻し工は20cm毎にランマー転圧を行い完了写真に添付すること
- ※未改良道及び砂利道については、掘削幅+1mを影響範囲とし、RC-30を20cmで敷設する。この時10cm毎にランマー転圧を行うこと
- ※表示シートは埋没位置の路盤直下に設置すること
- ※この資料に当てはまらない場合は別途担当と協議すること

N1 (簡易1)

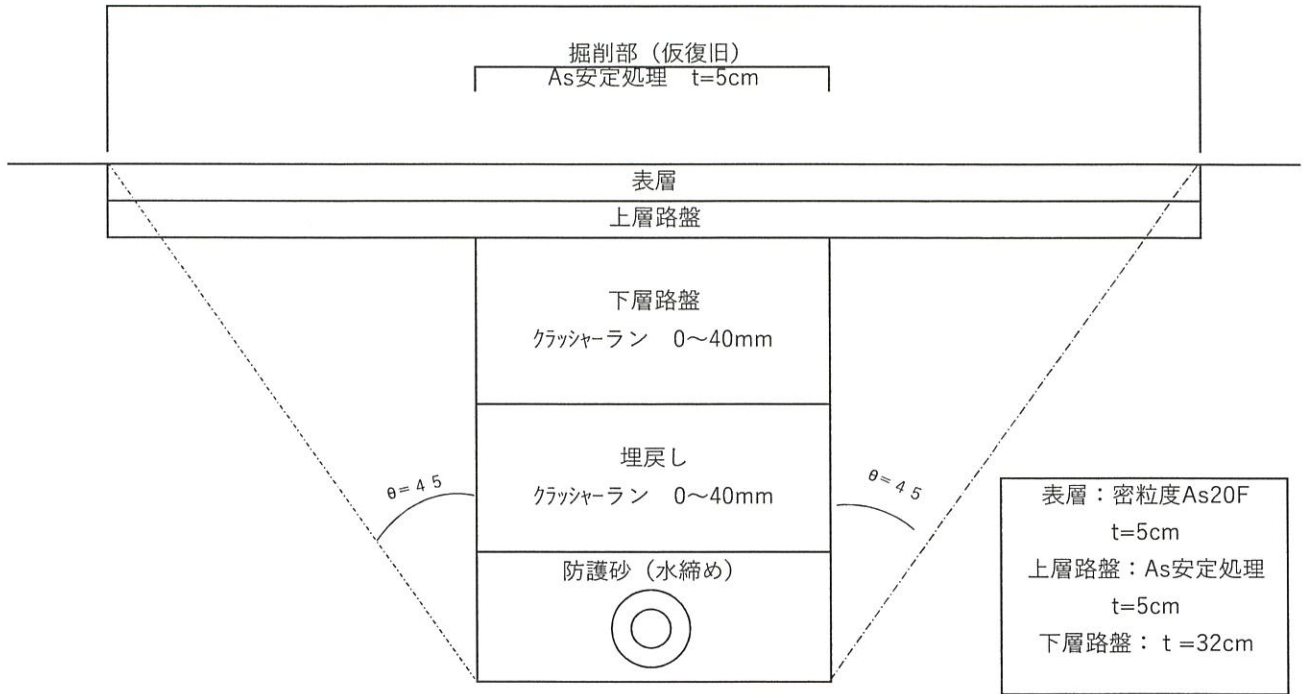


N2 (簡易2)



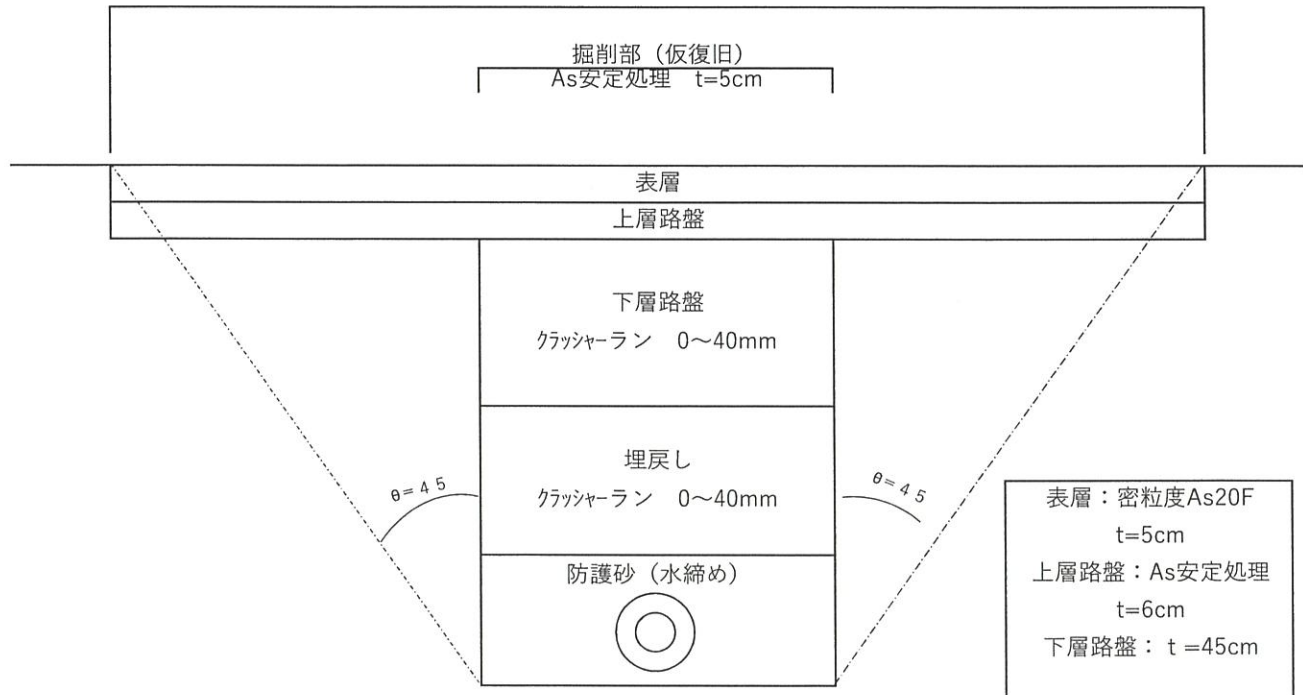
N3 (L交通)

影響範囲舗装復旧部



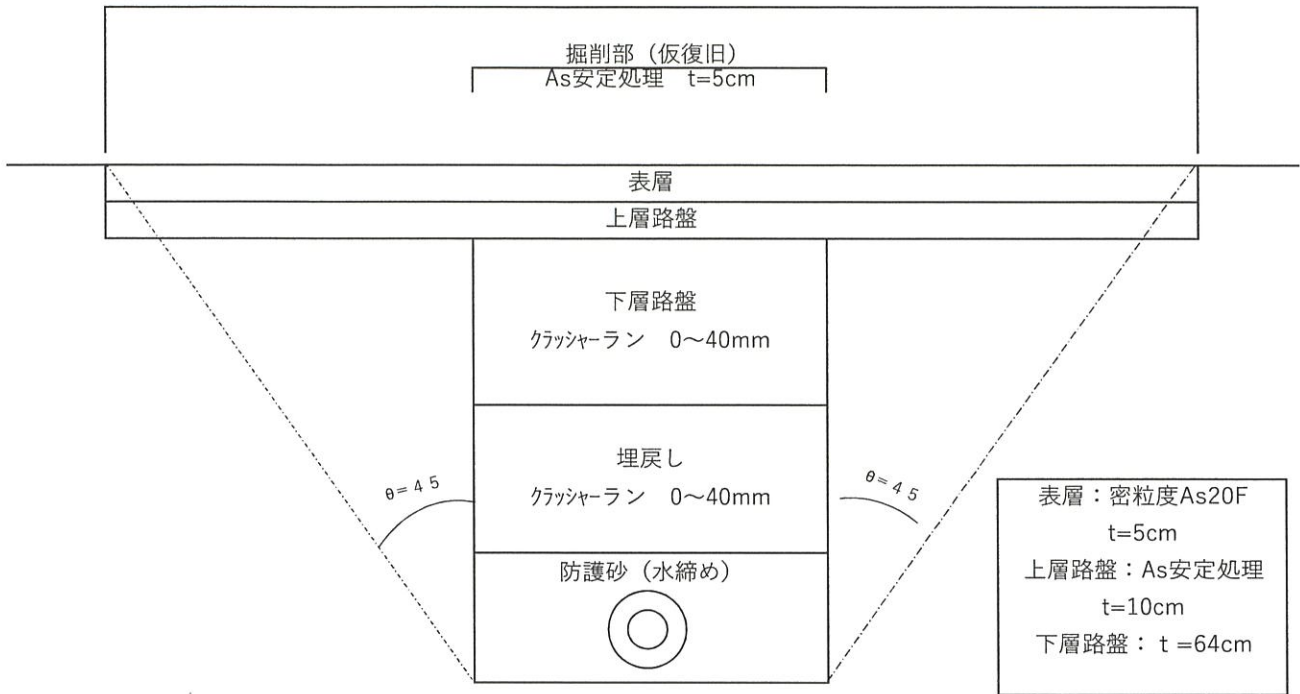
N4 (A交通)

影響範囲舗装復旧部



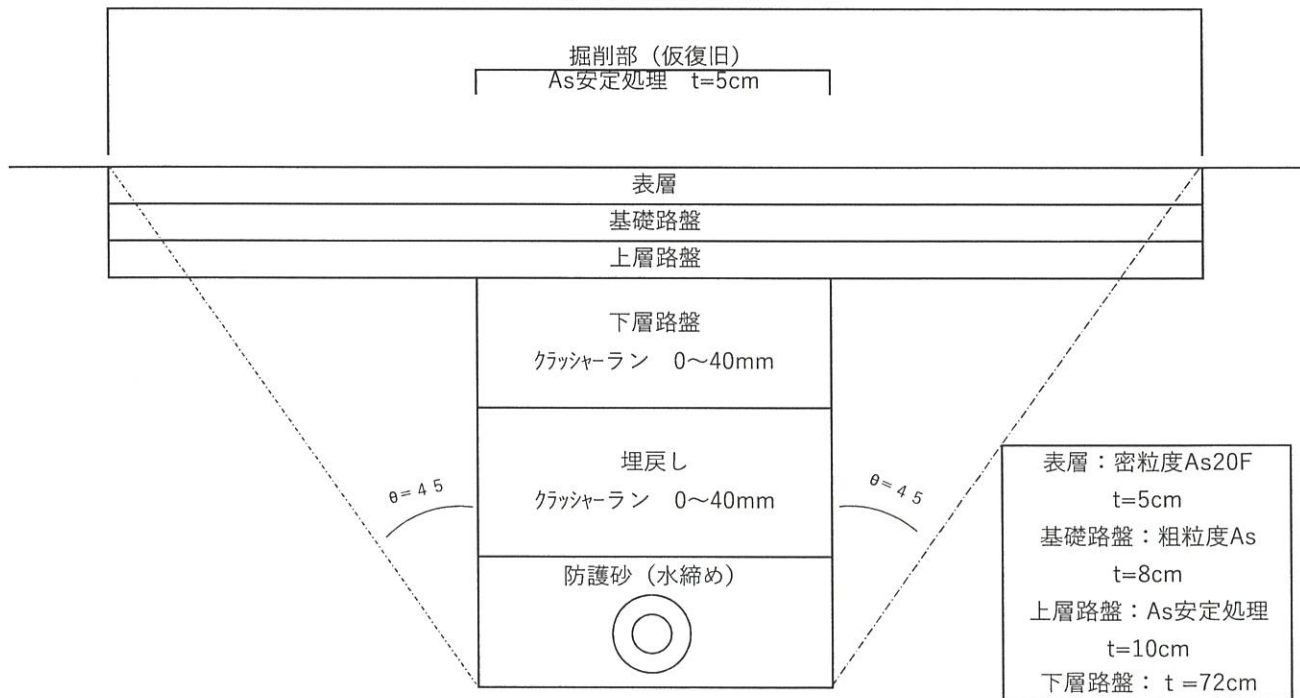
N5 (B交通)

影響範囲舗装復旧部



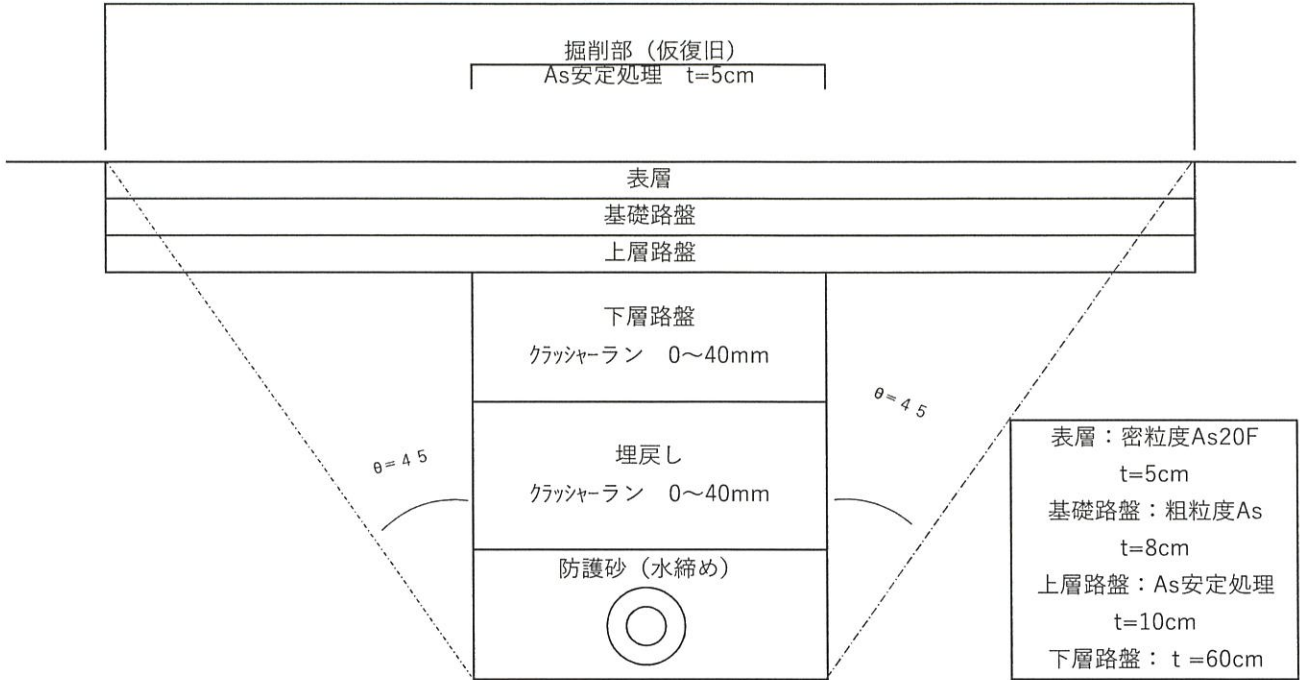
N6 (C交通)

影響範囲舗装復旧部



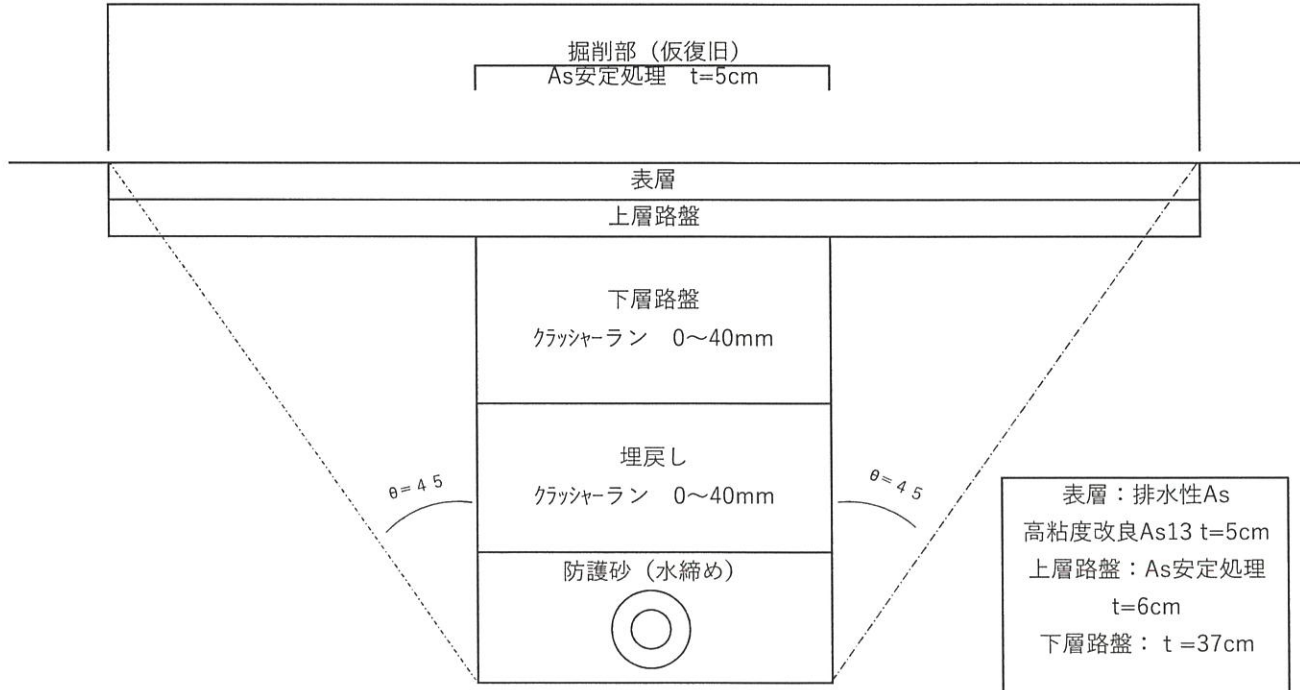
N7 (D交通)

影響範囲舗装復旧部



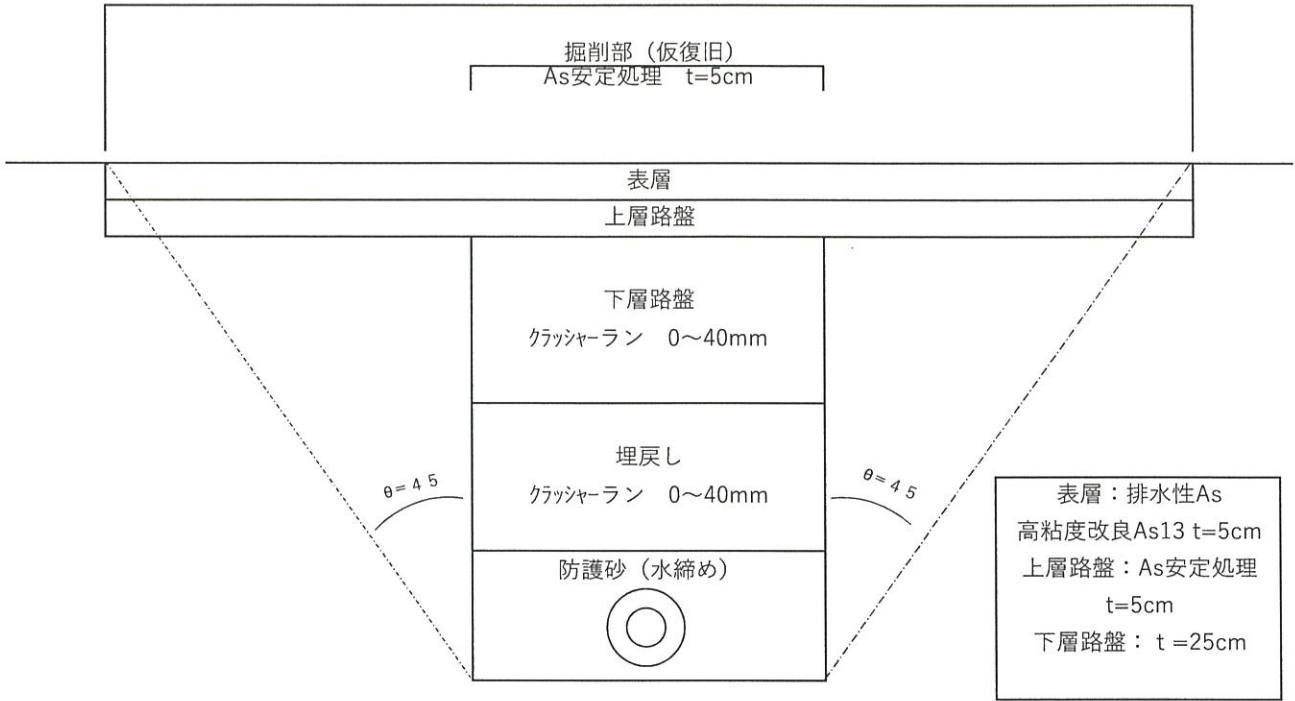
N4 (杜せき・美田園A交通)

影響範囲舗装復旧部

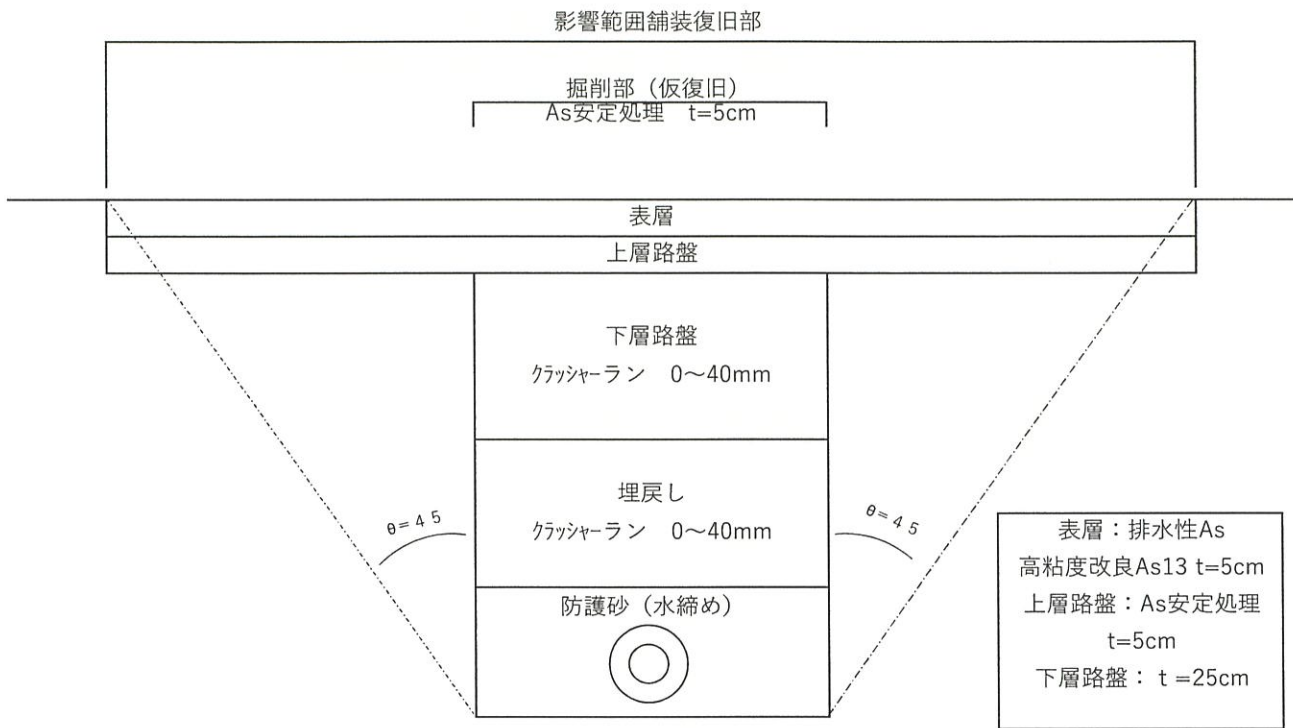


N3 (杜せき・美田園L2交通 14m・18m)

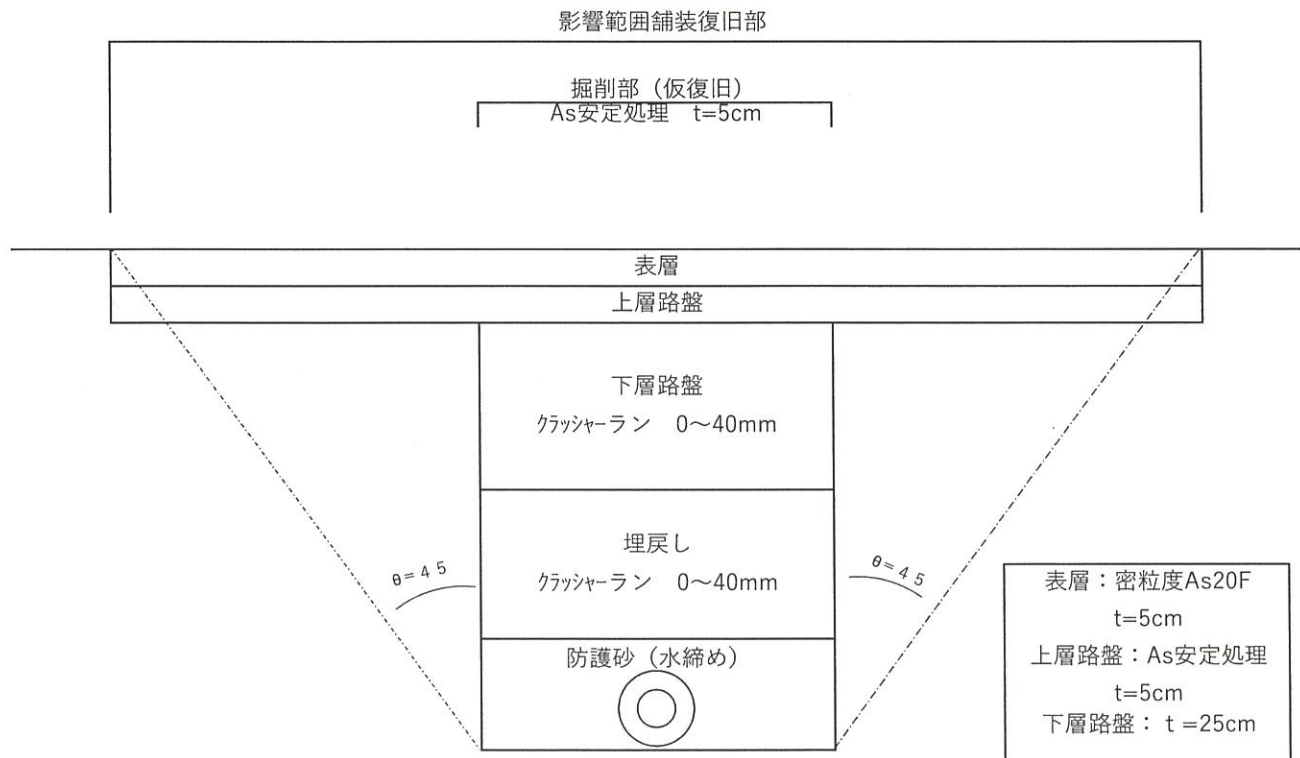
影響範囲舗装復旧部



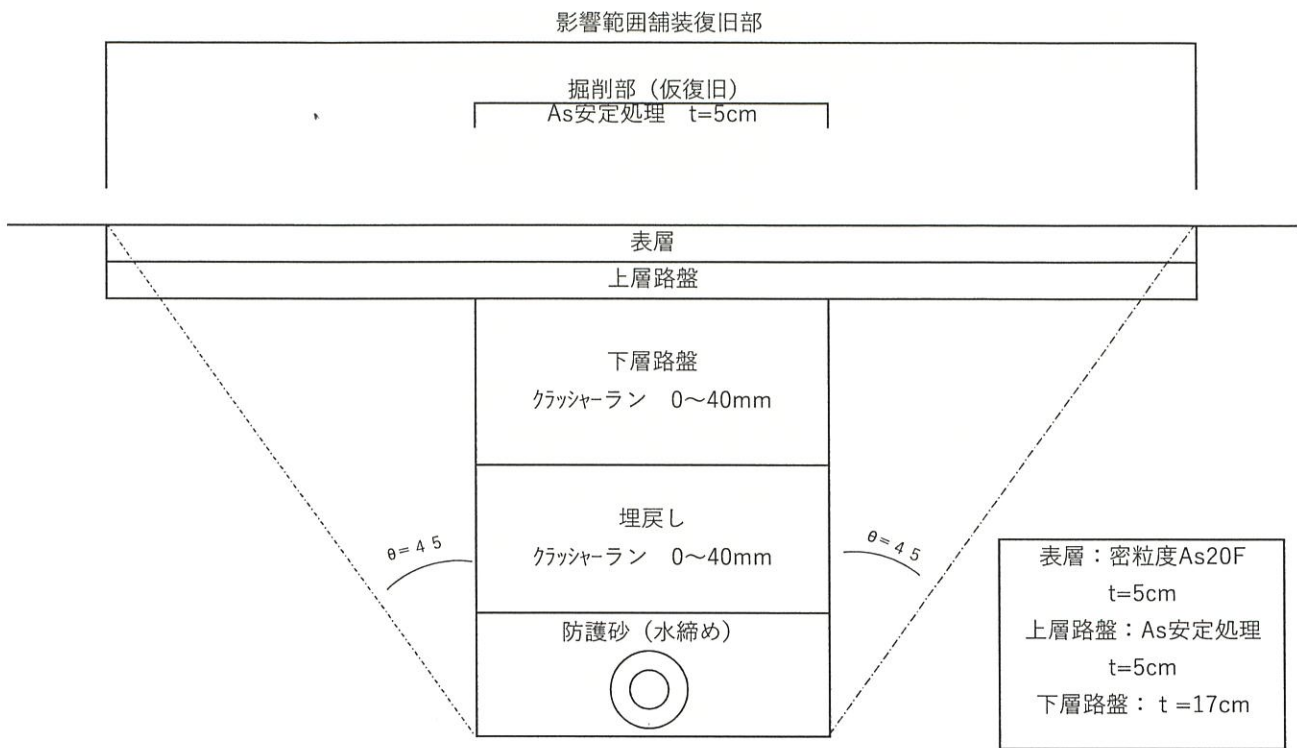
N3 (杜せきのした L2交通)



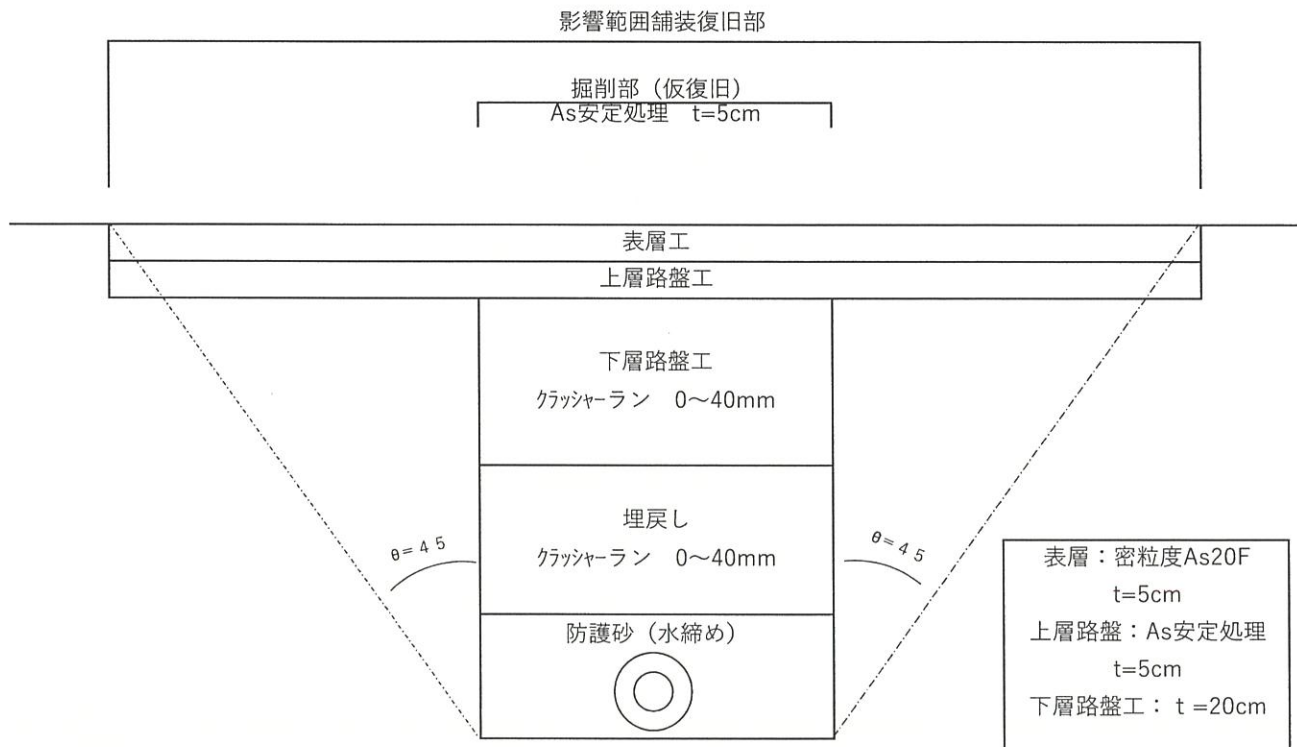
N3 (美田園 L2交通)



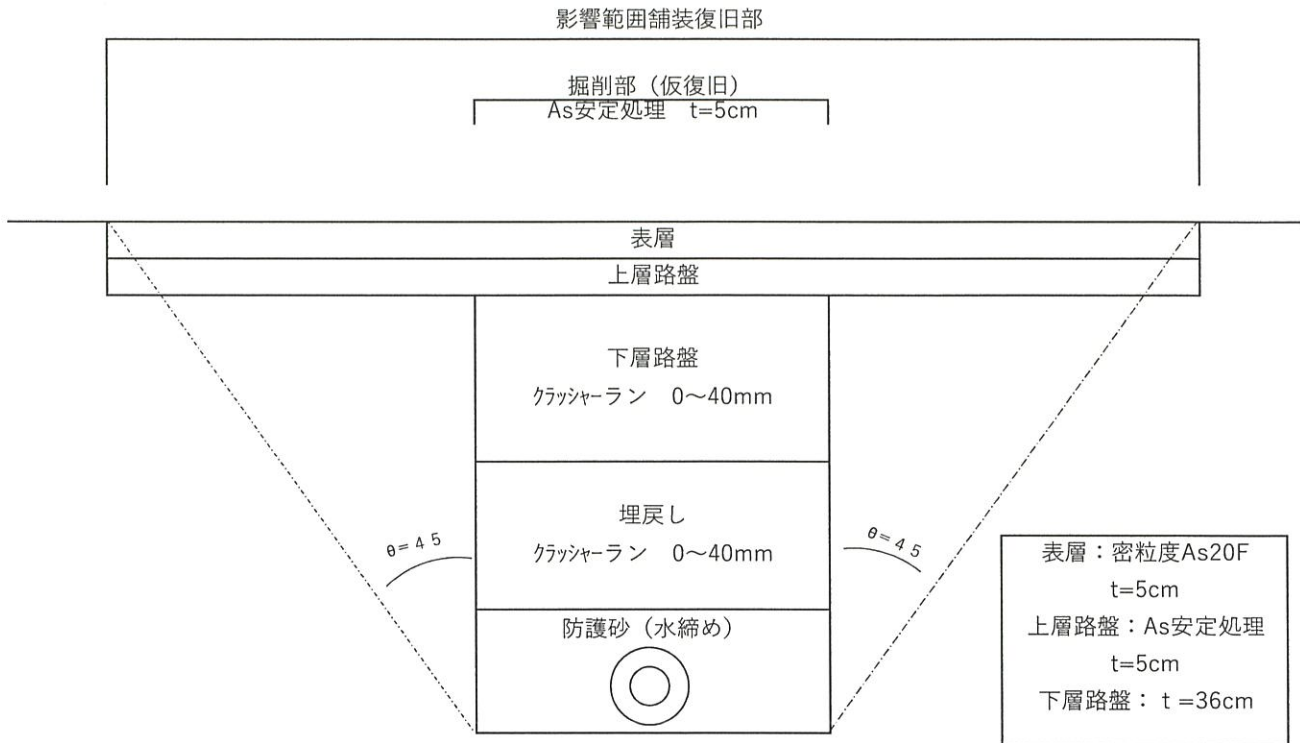
閑上地区N3 (L交通) 区画道路



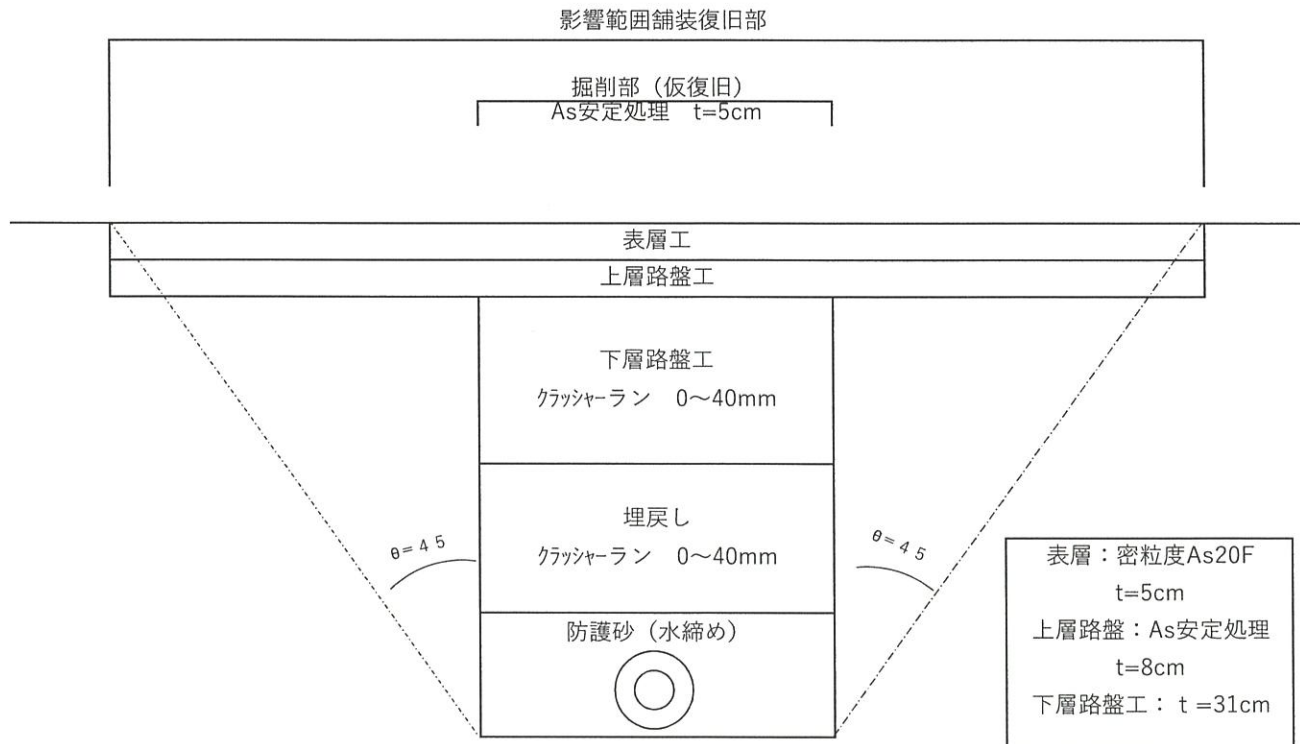
閑上地区N3 (L交通) 閑上



閑上地区N4 (A交通)

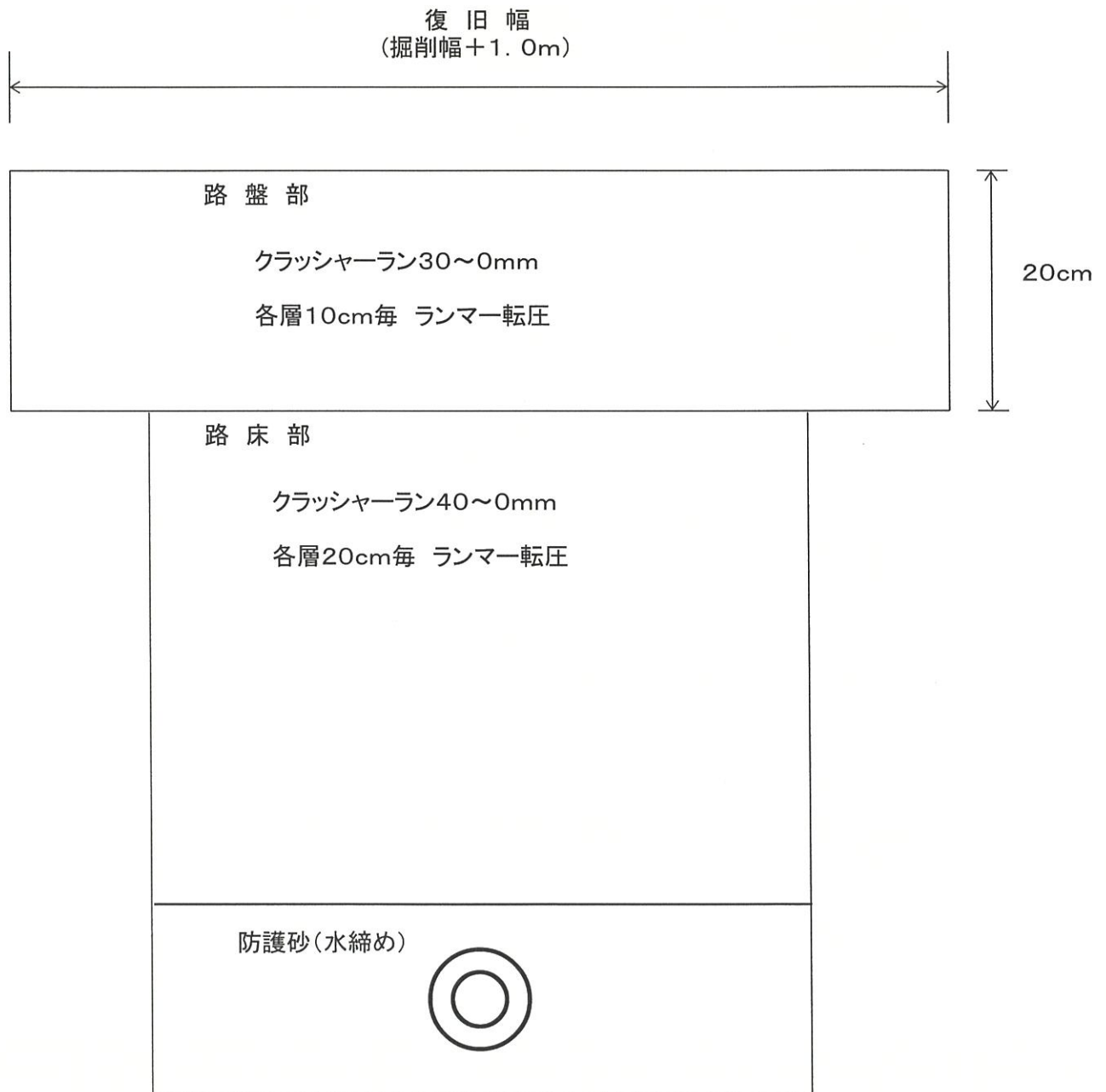


閑上地区N5 (B交通) 閑上



道路区分別舗装標準復旧図

未改良道・砂利道復旧



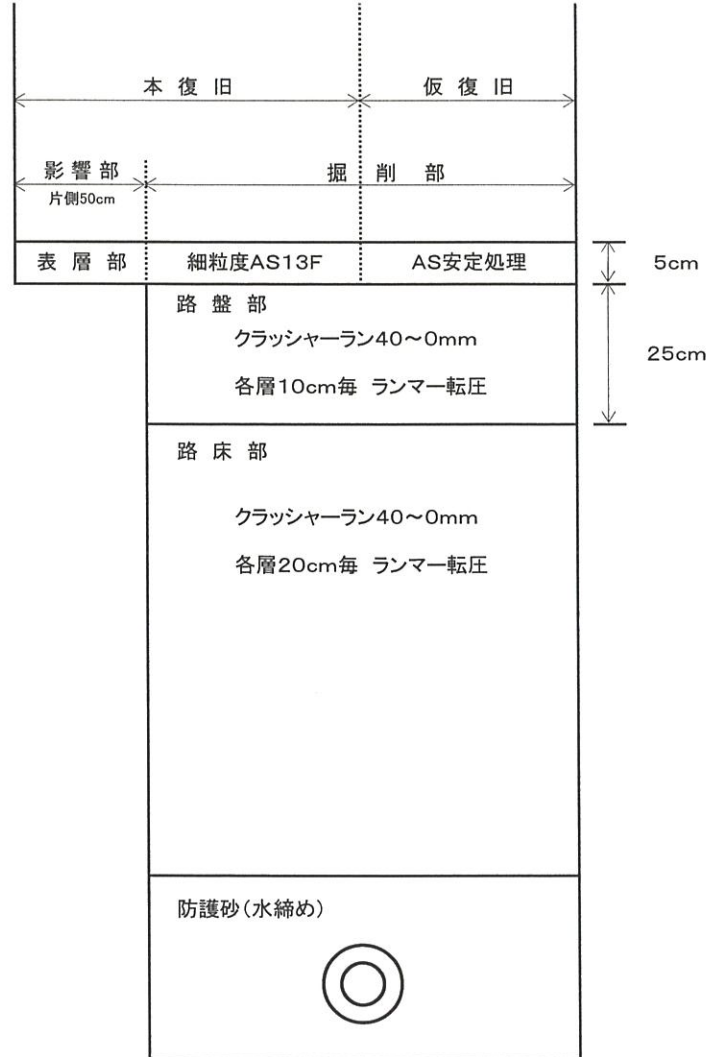
歩道復旧

アスファルト舗装

一般部



乗入部

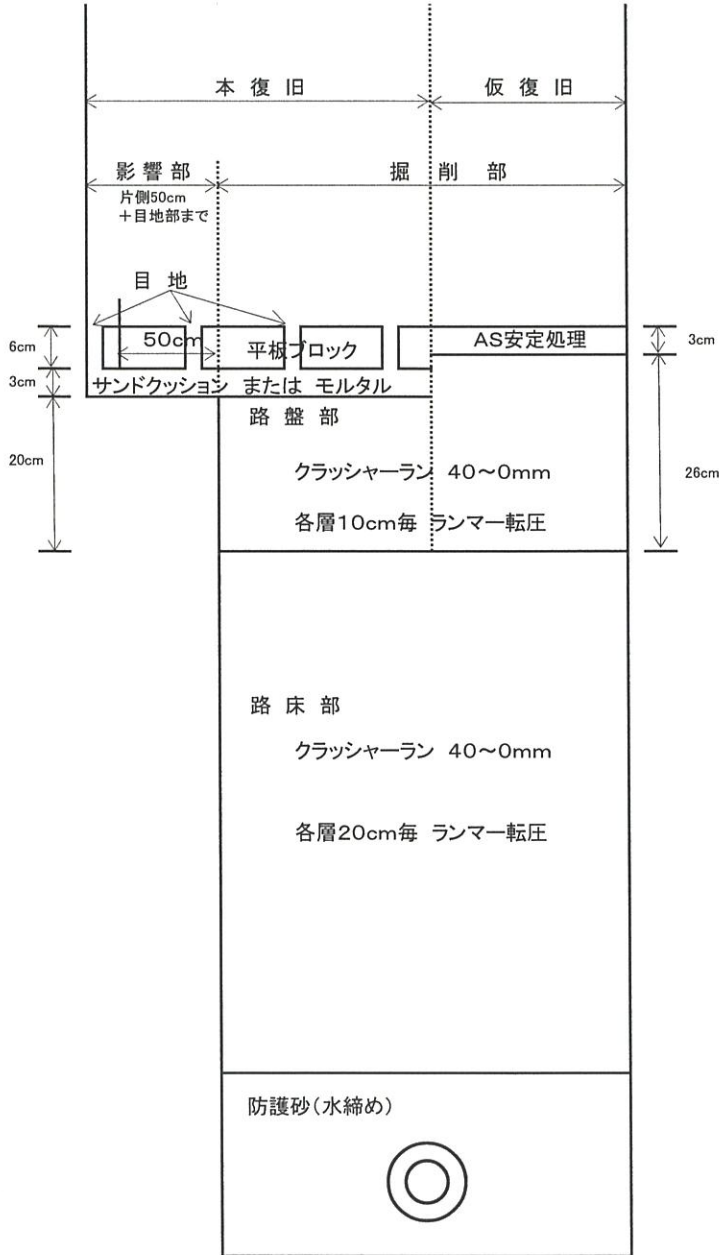


※乗入部の舗装厚については一般的な乗入部(3種通路)のものであり、その他の乗入部については道路占用事務取扱指針によるものとする。

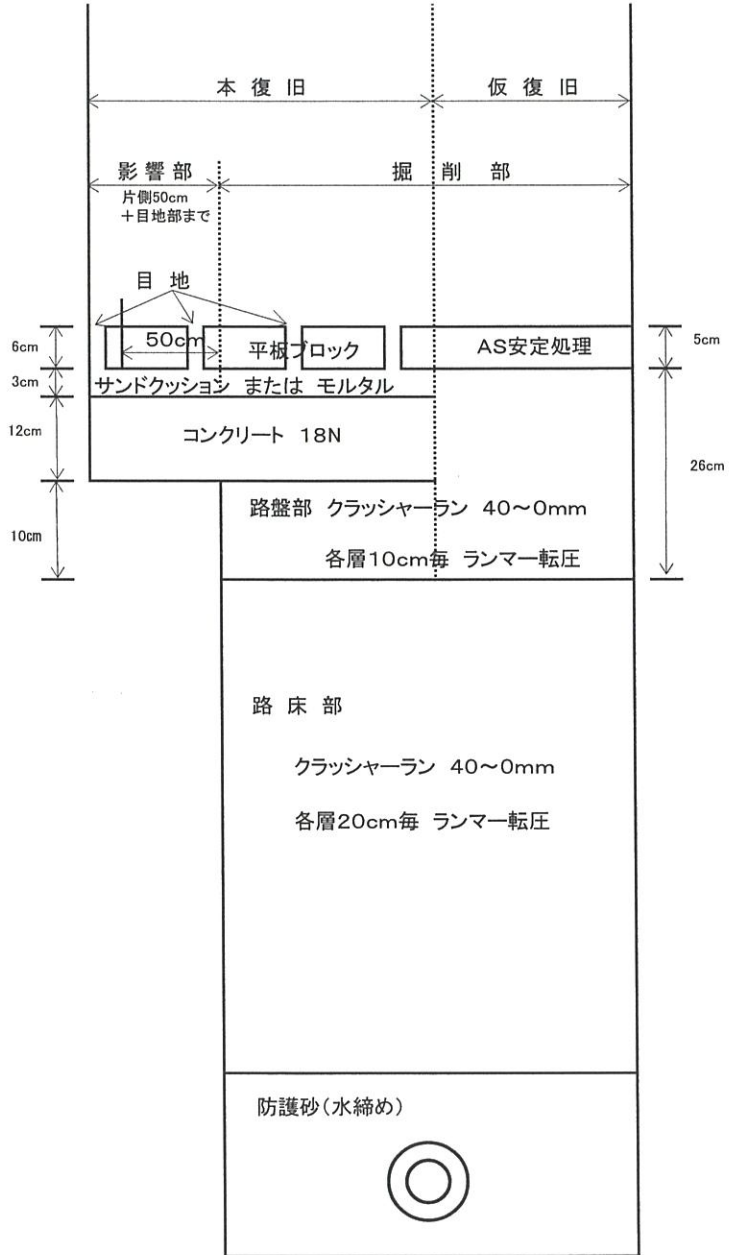
歩道復旧

平板ブロック舗装

一般部



乗入部

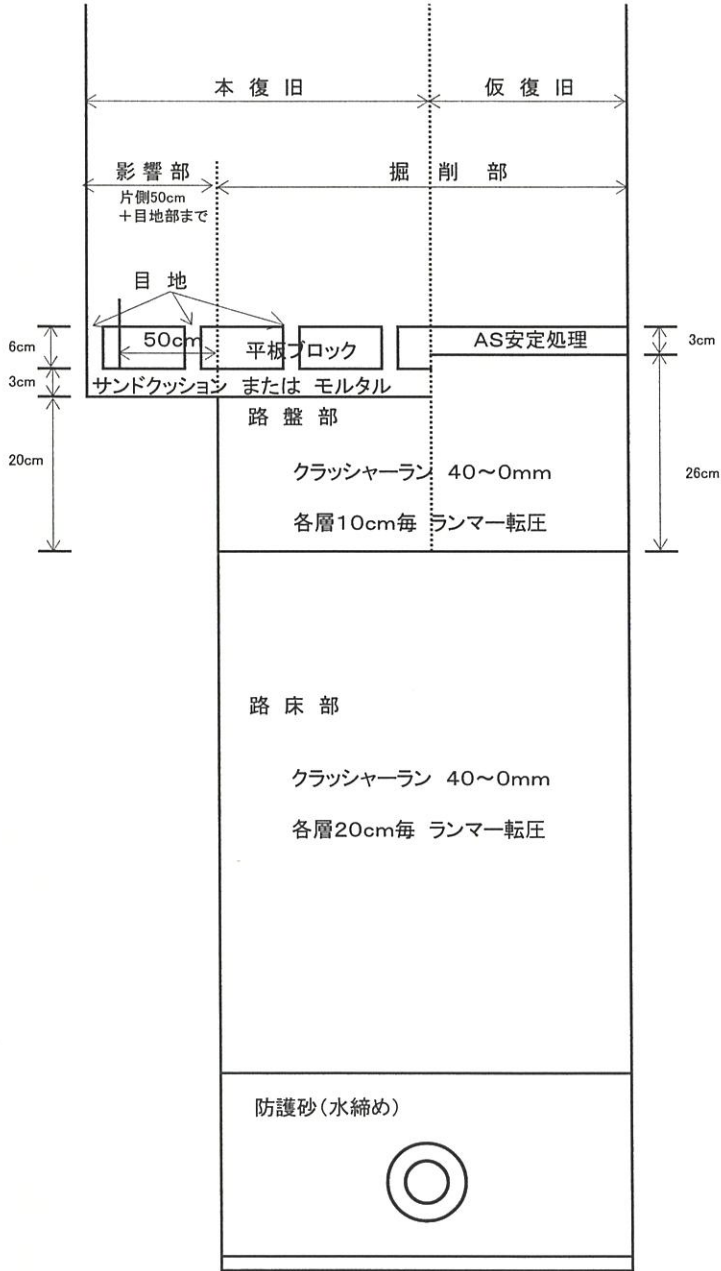


※乗入部の舗装厚については一般的な乗入部(3種通路)のものであり、その他の乗入部については道路占用事務取扱指針によるものとする。

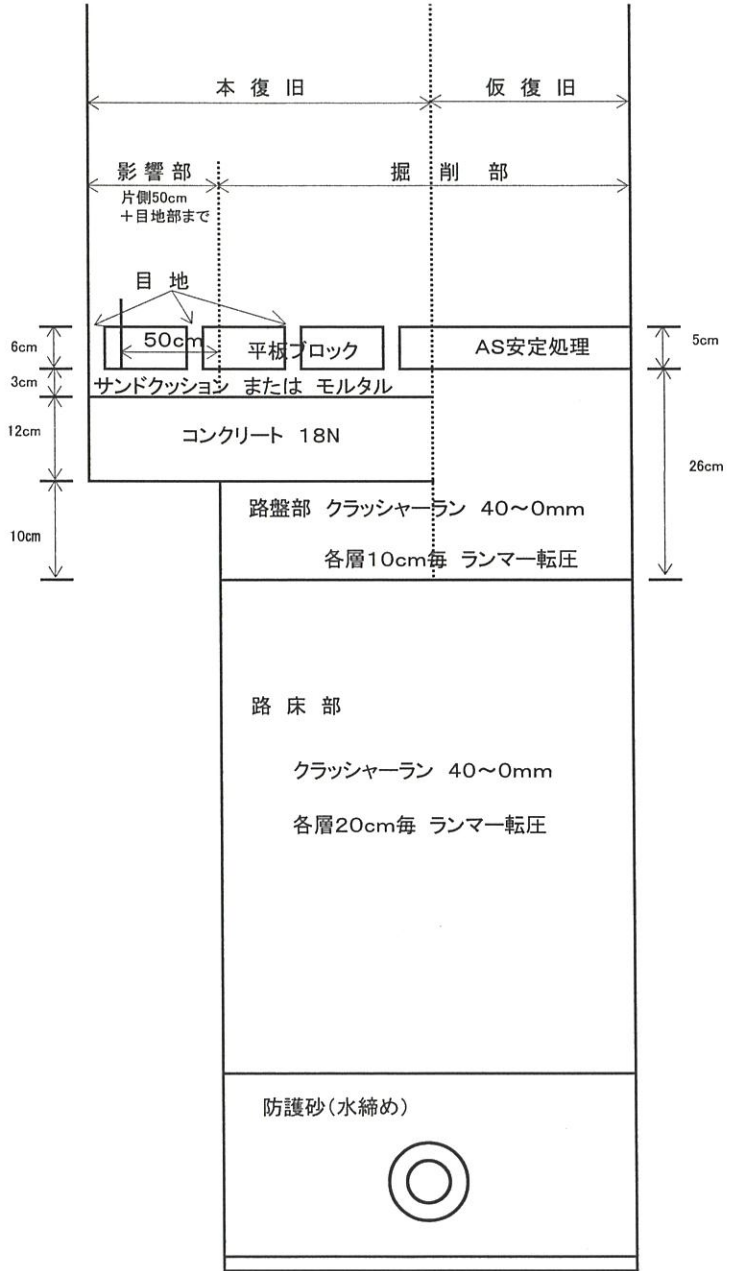
歩道復旧

杜せきのした・美田園平板ブロック舗装

一般部



乗入部

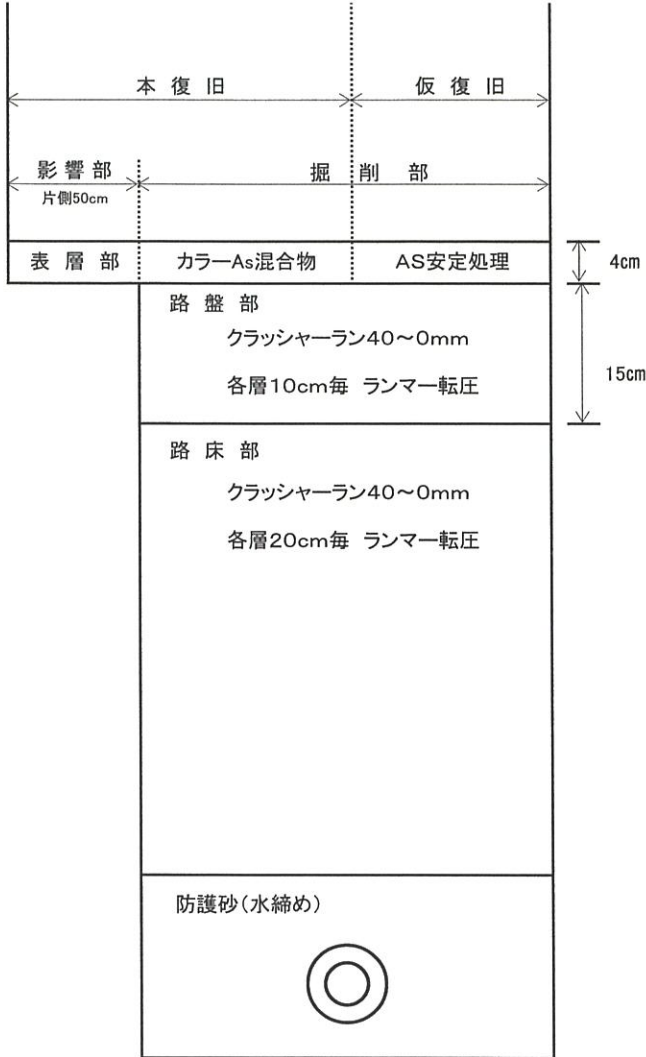


※乗入部の舗装厚については一般的な乗入部(3種通路)のものであり、その他の乗入部については道路占用事務取扱指針によるものとする。

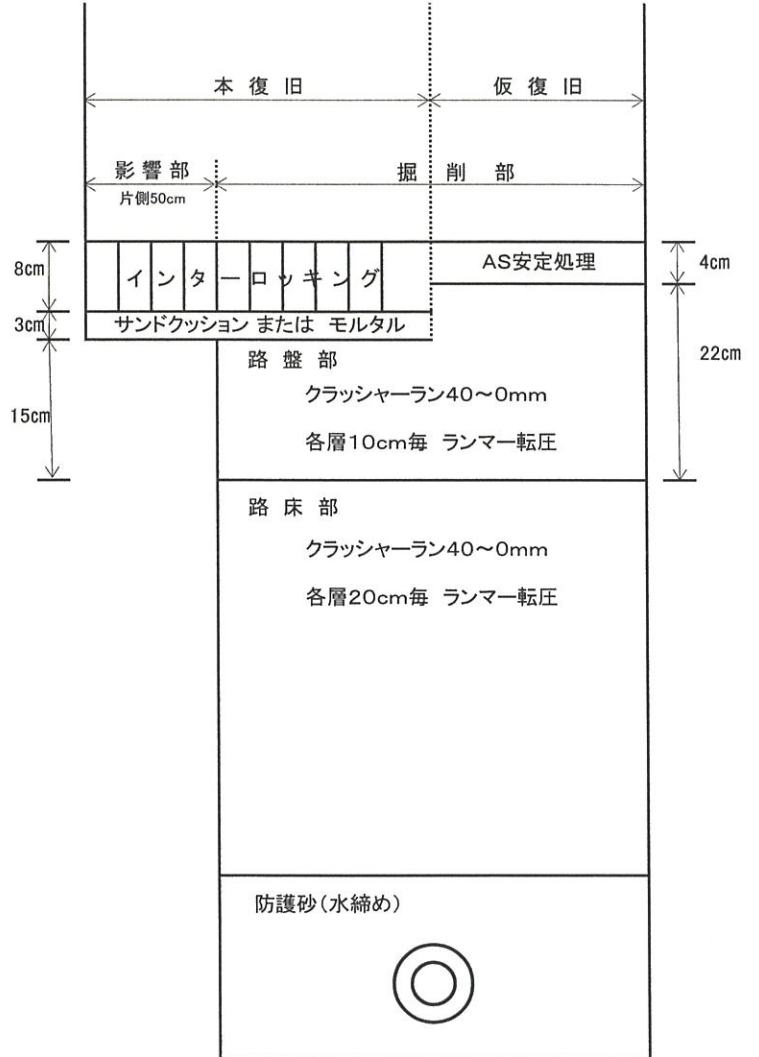
歩道復旧

閉上【自転車歩行者道】

アスファルト部(脱色、カラー共通)

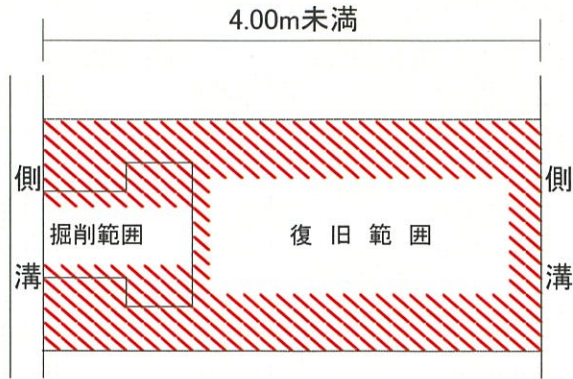


インターロッキング部



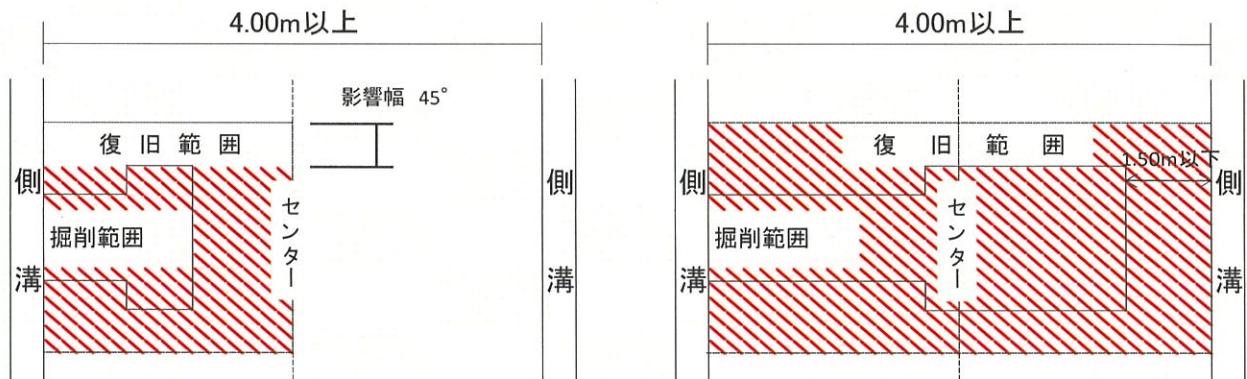
掘削に伴う舗装復旧範囲

・車道舗装幅員4.00m未満の場合



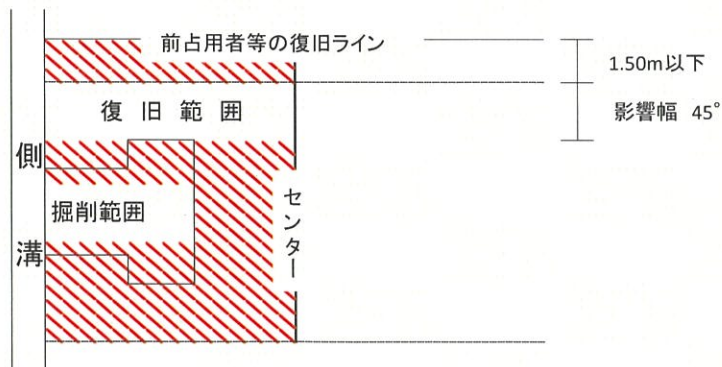
車道舗装幅員4.00m未満の場合は全幅で復旧する。

・車道舗装幅員4.00m以上の場合



原則として道路センターまでの復旧とする。
ただし、影響幅45°を取って舗装端から1.50m以下となる場合は全幅での復旧とする。

・前占有者と近接する場合



前占有者等の復旧ライン(カッターライン)が近接する(影響幅45°を取って1.50m以下となる)場合は、前占有者等との復旧ラインまで舗装復旧する。